

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度 ユースによる生物多様性保全活動支援促進業務

2 業務の背景・目的

本県は、ユースを中心とした生物多様性保全を推進する取組「生物多様性あいち学生プロジェクト」を令和元年12月に開始した。その後、本県支援のもと、令和2年2月にオール愛知で生物多様性保全に取り組むユース組織「G A I A」を立ち上げ、以降、G A I Aを受け皿として、本県ユースを中心とした多様な主体との連携による保全活動及び情報発信を展開しているところである。

また、ユースの活動の展開は、令和3年2月に策定の「あいち生物多様性戦略2030」においても、重点プロジェクトD「地域の保全活動の更なる活性化」の1つに位置付けられている。

令和8年度も令和7年度に引き続き、ユースが主体となり、多様な主体と連携して生物多様性保全活動の活性化・連携促進と地域課題の同時解決につながる活動を実施するとともに、イベント出展等により情報発信を行うことで、更なる活動の活性化、連携促進につなげる。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

4 業務の概要

生物多様性保全及びSDGsに関する本県施策の趣旨及び前年度の当該ユース支援業務の成果等を踏まえた上で、オール愛知での、ユースを核とした多様な主体との連携による生物多様性保全活動を支援促進するとともに、イベント出展等により当該活動内容等に関する情報発信の支援を行う。

5 委託業務の内容

(1) 打合せ協議

契約後、速やかに本業務の実施計画に係る打合せ協議を実施する。また、進捗確認等、業務の遂行に必要な打合せを、必要に応じ実施（月1回程度）する。

(2) 生物多様性保全活動の展開

県内で各生態系ネットワーク協議会が活動を展開する9地域において、協議会や協議会に所属する団体等（以下「協議会等」という。）が実施する保全活動にユースが参加するプログラムを、本県及び協議会等と調整の上、以下の手順に則り実施する。

なお、令和8年度の県内の各生態系ネットワーク協議会における活動については、以下のとおり予定している（先方の都合等により変更の可能性もある）。雨天

により活動を行えなかった場合は、代替となる活動を計画し、実施すること。

生態系NW協議会	受入先	活動内容	活動時期
渥美半島	NPO 法人 亀の子隊	海岸清掃活動	5月17日
東部丘陵	NPO 法人 海上の森の会	田植え・稲刈り	5月末・9月末
尾張北部	NPO 法人 スズサイコの会	在来種保全活動	6月中旬・11月中旬
西三河南部	西尾市 佐久島振興課	アマモ場再生	6月27日
尾張西部	チーム YMO (戸田川緑地センター)	外来種駆除活動	7月5日
新城設楽	地域環境リーダー	在来種保全活動	8月下旬
西三河	トヨタ車体(株)	外来種駆除活動	9月上旬
知多半島	美浜町竹林整備協議会	竹林整備活動	10月中旬
東三河	加山興業(株)	間伐活動	1月16日

ア 事前準備（協議会等及びユースとの調整）

活動内容や当日の動き等を活動主体と調整する。

活動の詳細が決定した段階で、G A I Aの代表者にプログラム内容について情報共有する。（組織内での周知、参加者のとりまとめはユースが自ら行う。）

参加者が確定したら、県及び協議会等と情報共有を行い、ユースが安全かつ支障なく活動に参加できるように、傷害保険への加入等を行う。

ユースが活動内容や目的を理解できるように、事前学習の機会を設けること（活動内容をまとめた簡易なマニュアルを作成する、オンラインで簡単な講義を行うなど）。

イ 活動当日（ユースの引率）

最寄り駅等から活動実施場所まで、適切な方法によりユースを送迎するとともに、活動の管理・監督を行う。

また、当日事故等が生じた場合に対応できるよう活動に同行し、適宜ユースの活動支援を行う。

(3) イベント出展

令和8年11月6日・7日に開催を予定している「SDGs子ども・ユースフェア」へのユースによる出展支援、展示資材の作成及びユースへの交通費の支弁（各5名程度を想定）を行う。

(4) その他の支援

ユースが自ら組織運営するにあたり必要なSNSアカウントや情報保管用サーバーの確保を行う。

その他、ユースが主体的に行う生物多様性保全活動に対し、必要に応じて支援を行う。

(5) 業務報告書の作成

業務完了後、速やかに業務報告書を作成・提出する。報告書には活動実績等と共に今後の改善方策等に関する考察を記載すること。

(6) その他注意事項

- ア 業務の実施においては、生物多様性保全及びSDGs推進に関する本県施策の趣旨を理解し、踏まえること。
- イ 一連の業務において、ユースが主体的に関わる形態とすること。次代を担うユース世代の成長が、次の世代へと引き継がれ、持続可能な社会の構築につながることを踏まえ、ユースの成長を促すよう配慮して業務を実施すること。
- ウ 本業務を通じて、各ユース団体や、県内9地域で活動を展開している生態系ネットワーク協議会等の間での連携強化を図り、多様な世代・主体の連携促進につなげるよう工夫、努力すること。
- エ ユースを核とした多様な主体の連携による生物多様性保全活動が、将来的に自立した持続可能な活動となるように助言・指導すること。

6 委託業務にあたっての留意点

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務実施計画及び実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名配置し、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (4) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (5) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、法令等遵守及び必要な安全対策等を徹底することとする。業務の実施により構造物の損傷や人身傷害等が発生した場合には、受託者の責任において対応するものとする。
- (7) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、定めることとする。

7 成果品の提出

(1) 成果品

- ・業務報告書 2部
- ・業務報告書の電子データ 1式
- ・展示資材 1式

(2) その他

受託者は、別途県が定める書類（完了届、請求書等）を提出するものとする。

(3) 提出場所

愛知県環境局環境政策部自然環境課

8 諸法令等の遵守

受託者は、諸法令等を遵守し、業務の円滑な進捗を図るものとする。